

君津市広告掲載基準

(趣旨)

第 1 条 この基準は、君津市広告掲載に関する要綱（令和元年告示第 6 4 号。以下「要綱」という。）第 3 条第 3 項に規定する基準として定めるものであり、広告掲載の可否は、この基準に基づき判断を行うものとする。

(一般的基準)

第 2 条 広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度が高い情報であり、消費者の誤解を招き、又は与えるものであってはならない。

(広告媒体ごとの基準)

第 3 条 この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別途基準を作成することができる。

(掲載基準)

第 4 条 次の各号に定めるものは、広告媒体に掲載しないものとする。

(1) 次のいずれかに該当するもの

- ア 差別、名誉毀損のおそれがあるもの
- イ 法律で禁止されている商品又は無認可商品、粗悪品及び不適切なサービスを提供するもの
- ウ 他をひぼう、中傷又は排斥するもの
- エ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
- オ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
- カ 国内世論が大きく分かれているもの
- キ 市の事業の円滑な遂行に支障をきたすもの

(2) 消費者保護の観点から、次のいずれかに該当するもの

- ア 大げさな表現や根拠のない表現（世界一、日本一、一番など）
- イ 射幸心を著しくあおる表現（今しかない、最後のチャンスなど）
- ウ 人材募集広告については、労働基準法（昭和 2 2 年法律第 4 9 号）等関係法令を遵守していないもの

エ 国家資格に基づかない者が行う療法等

オ 責任の所在が明確でないもの

カ 広告の内容が明確でないもの

キ 国、地方公共団体、その他公共機関が、広告主又はその商品やサービスなどを
推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの

(3) 青少年保護及び健全育成の観点から、次のいずれかに該当するもの

ア 広告の内容と無関係で必然性のない水着姿又は裸体姿。ただし、出品作品の一
例など、表示する必然性がある場合には、その都度適否を検討するものとする。

イ 暴力や犯罪を肯定又は助長するような表現

ウ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現

エ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの

オ ギャンブル性を肯定するもの

カ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの

(広告表示内容に関する個別の基準)

第5条 当該広告を所管する課等の長は、掲載の都度、次の各号に規定する広告表示内
容に関する個別の基準に従い、確認、審査するものとする。

(1) 語学教室

1 か月で確実にマスターできる等の安易さや、授業料・受講料の安価さを強調す
る表示は使用しない。

(2) 学習塾・予備校（専門学校を含む）

ア 合格率など実績を載せる場合は、実績年も併せて表示する。

イ 通信教育、講習会、塾又は学校類似の名称を用いたもので、その実態、内容、
施設が不明確なものは記載しない。

(3) 外国大学の日本校

「この大学は、日本の学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める大学では
ありません」という主旨を明確に表示する。

(4) 資格講座

ア 受講する資格の内容を明記すること。あたかも国家資格であるといった誤解を
招くような表示はせず、「この資格は国家資格ではありません。」という主旨を明
記する。

イ 講座受講だけで資格が取得できるような誤解を招かないように、「資格取得には、別に国家試験を受ける必要があります。」など、資格取得に必要な事項を表示する。

ウ 資格講座の募集に見せかけて、商品及び材料の売りつけや資金集めを目的としたものは掲載しない。

エ 受講費用がすべて公的給付でまかなえるかのように誤認される表示はしない。

(5) 病院・診療所・助産所など（イ以降は次の（６）に対しても適用する。）

ア 医療法（昭和２３年法律第２０５号）第６条の５及び第６条の７、獣医療法（平成４年法律第４６号）第１７条、関連法令、厚生労働省の告示、同省の医療広告ガイドラインに定める広告規制等に反しないこと。

イ 提供する医療の内容が、他の医療機関等と比較して優良である旨の表示をしてはならない。

ウ 提供する医療により、疾病等が完全に治癒する等その効果を推測的に表示してはならない。

エ 写真については、当該医療機関が保有している医療設備、機器の写真等、医療に密接に関わるものは、広告できない。

オ マークを表示することは可能であるが、必ず文字を併記しなければならない。
また、赤十字のマークや名称を自由に用いることはできない。

(6) 施術所（あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう、柔道整復）

ア あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和２２年法律第２１７号）第７条又は柔道整復師法（昭和４５年法律第１９号）第２４条の規定により広告できる事項以外は、一切広告しない。

イ 施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項は、表示してはならない。

(7) 介護老人保健施設は、介護保険法（平成９年法律第１２３号）第９８条に規定する内容以外は、表示してはならない。

(8) 有料老人ホームについては、厚生労働省「有料老人ホーム設置運営標準指針」及び別表「有料老人ホームの類型及び表示事項」を遵守し、所管都道府県の指導に基づくものとする。また、公正取引委員会の「有料老人ホームに関する不当な表示」（平成１６年度公正取引委員会告示第３号）に抵触しないこと。

(9) 医薬品等は、薬機法（昭和３５年法律第１４５号）第６６条から第６８条までの

規定を遵守し、掲載する。ただし、次のような表示は掲載できない。

ア 最大級及びそれに類する表示

イ 効能、効果及び安心を保証する表示（使用前・後の写真、使用者の体験談、感謝の言葉等）

(10) 健康食品・機能性食品類は、あくまでも食品であり、次のような表示は掲載できない。

医薬品的な効能、効果、成分、用法、容量などを表示

例：１日３回、毎食後３錠お飲みください。（服用に関する表示）

生活習慣病の予防に。（効果・効能の表示）

疲れ目を治します。（特定部位への効果の表示）

「延命の素〇〇」、「漢方秘伝〇〇」（医薬品と紛らわしい表示）

(11) 弁護士、税理士、公認会計士等の掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定し、次のような表示をしない。

ア 顧問先、又は依頼者名（同意書がある場合を除く）

イ 誇大又は過度な期待を抱かせるもの

例：たちどころに解決します。

(12) 旅行業

ア 広告主の旅行業者又は旅行業者代理業者は、日本旅行業協会又は全国旅行業協会の会員に限るものとし、登録番号、所在地、補償内容を明記する。

イ 不当表示に注意する。

例：白夜でない時期の「白夜旅行」や、行程にない場所の写真等の掲載。

(13) 通信販売業

特定商取引に関する法律（昭和５１年法律第５７号）第１１条に規定する事項を掲載しなければならない。

(14) 雑誌、週刊誌等について、次のものは掲載してはならない。

ア 公の秩序に反するような内容を掲載したもの

イ 虚偽又は表現が不正確で誤認されるおそれがある内容を掲載したもの

ウ プライバシーの侵害、信用失墜、業務妨害のおそれがある内容を掲載したもの

エ 有害図書と認められるもの

(15) 結婚相談所、交際紹介業

ア 結婚情報サービス協議会に加盟していること（加盟証明が必要）を明記する。

イ 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。

(16) 労働組合等一定の社会的立場と主張を持った組織

ア 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。

イ 主張の展開及び他の団体に対して言及（批判、中傷等）する出版物の広告は、掲載しない。

(17) 募金

厚生労働大臣または都道府県知事の許可を得たもので、そのことを明記する。

(18) 質屋、チケット等再販売業

ア 個々の相場、金額等は表示しない。

例：〇〇のバッグ 30,000 円、航空券 東京～福岡 15,000 円

イ 有利さを誤認させるような表示はしない。

(19) トランクルーム及び貸し収納業者

ア 「トランクルーム」は国土交通省の規制に基づく適正業者（マル適マーク付き）であることが必要。その旨を表示する。

イ 「貸し収納業者」は会社名以外に「トランクルーム」の名称は使用しない。また、下記の主旨を明確に表示する。

「当社の〇〇は、倉庫業法（昭和 31 年法律第 121 号）に基づくトランクルームではありません。」等

(20) 人材募集広告

ア 労働基準法等関係法令を遵守していること。

イ 人材募集に見せかけて、売春等の勧誘やあつ旋の疑いのあるものは掲載しない。

ウ 人材募集に見せかけて、商品・材料及び機材の売りつけや資金集めを目的としているものは掲載しない。

(21) 不動産事業

ア 不動産事業者の広告の場合は、名称、所在地、電話番号、認可免許証番号等を明記する。

イ 不動産売買や賃貸の広告の場合は、取引様態、物件所在地、面積、建築年月日、価格、賃料、取引条件の有効期限を明記する。

ウ 「不動産の表示に関する公正競争規約」による表示規制に従う。

エ 契約を急がせる表示は掲載しない。

例：早い者勝ち、残り後わずか 等

(22) その他、表示について注意を要するもの

ア 割引価格の表示については、その根拠を明確に表示する。

例：「メーカー希望価格の 10%引き」

その際、宝石の販売のようにメーカー希望価格がないものがあるので、注意する。（公正取引委員会に確認の必要あり。）

イ 比較広告（根拠となる資料が必要）

主張する内容が客観的に実証されていること。

ウ 無料で参加、体験できるもの

費用が別途かかる場合には、その旨明示する。

エ 肖像権・著作権の使用については、無断使用がないか確認する。

オ 広告主の所在地及び連絡先を明確に表示する。

カ アルコール飲料については、未成年の飲酒禁止の文言を必ず表示しなければならない。また、未成年の飲酒を誘発するような文言及びデザインを表示してはならない。

(23) その他、広告として掲載することが不適當であると認められるもの

（個別の要領）

第 6 条 この基準に規定するもののほか、広告印刷物等の性質に応じて必要な場合には、広告内容及びデザイン等に関する個別の要領を設ける。